

平成23年6月30日
自立支援振興室

スポーツ基本法（議員立法）について（情報提供）

【スポーツ基本法について】

- このたび、第177回国会（常会）においてスポーツ基本法が議員立法として成立し、平成23年6月24日に、平成23年法律第78号として公布されました。
この法律は、昭和36年に制定されたスポーツ振興法（昭和36年法律第141号）を50年ぶりに全面改正し、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めるものであり、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされております。
- このスポーツ基本法には、新たに障害者スポーツに関する規定が設けられ、障害者スポーツの推進を図ることとされています。
- 今後、文部科学省を中心に「スポーツ基本計画」が策定され、地方公共団体においては、この「スポーツ基本計画」の動向を参酌し、障害者スポーツの推進も含めた「地方スポーツ推進計画」の策定が検討されることとなりますので、スポーツ担当課と十分に連携を図られるようお願いいたします。
- なお、スポーツ基本法の内容等については、平成23年6月24日付23文科ス第310号「スポーツ基本法の公布について」文部科学副大臣通知が、各都道府県知事、各指定都市市長宛に発出されているので参照願います。

（参考）

厚生労働省に関する主な部分

（第2条 基本理念）

- 5 スポーツは、障害者が自主的にかつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。
- 6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

（第25条 優秀なスポーツ選手の育成等）

国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポ

一ツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

(第26条 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(第27条 国際競技大会の招致又は開催の支援等)

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(第30条 スポーツ推進会議)

政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(第33条 国の補助)

国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

- 一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの
- 二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの

附則

(第1条 施行期日)

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(第2条 スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討)

政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※案文及び要綱について、衆議院のホームページに掲載されております。

http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_gian.htm

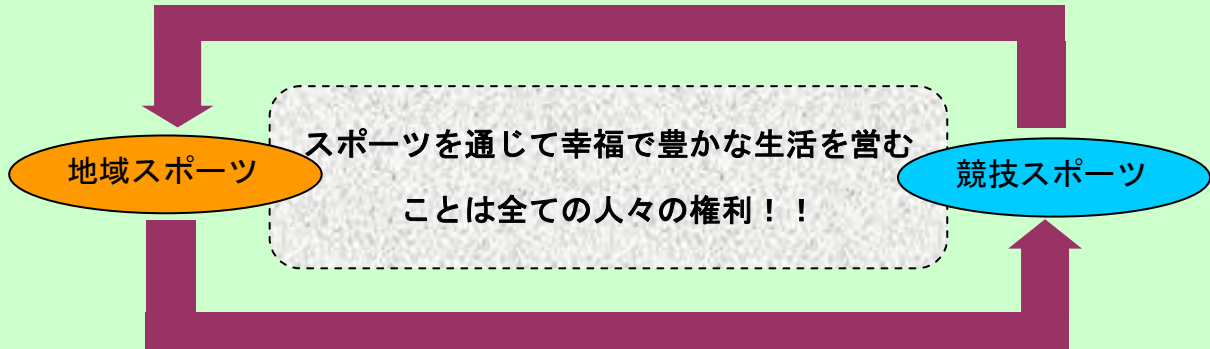
(衆法の一覧・第177回・第11号をご参照下さい。)

スポーツ基本法の概要

概要

1 前文

- ◆ スポーツの意義、効果等について定めるとともに、スポーツ立国を目指し、国家戦略としてスポーツ施策を推進することを明記する。



2 総則

- ◆ スポーツに関する基本理念、国・地方公共団体・スポーツ団体の責務・努力等を定める。

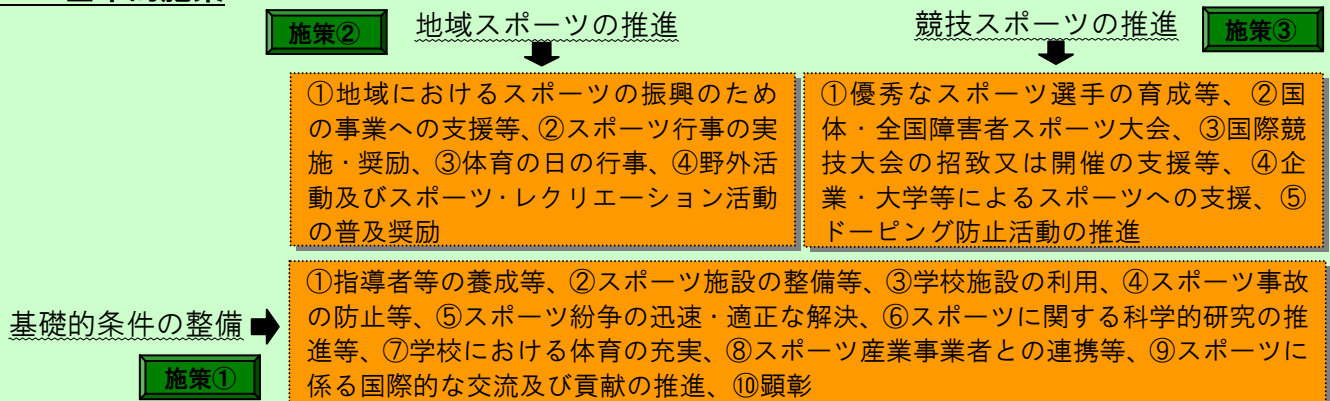
<基本理念>

- ①自主的・自律的なスポーツ活動、②学校・スポーツ団体・家庭・地域の相互連携、③人々の交流促進・地域間の交流の基盤整備、④スポーツを行う者の心身の健康の保持増進・安全の確保、⑤障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるようになるための配慮、⑥競技水準の向上に資する諸施策相互の有機的な連携・効果的な実施、⑦国際相互理解の増進・国際平和への寄与、⑧スポーツに対する国民の幅広い理解・支援

3 スポーツ基本計画等

- ◆ 国の「スポーツ基本計画」、地方公共団体の「地方スポーツ推進計画」について定める。

4 基本的施策



5 スポーツの推進に係る体制の整備

- ◆ スポーツ推進会議、スポーツ推進委員等について定める。

6 国の補助等

- ◆ 国・地方公共団体の補助について定める。

その他

- ◆ スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、必要な措置を講ずる。